

をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(特許料の納付期限)

第二〇八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、時に納付しなければならない。

をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の納付期限)

第二〇九条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に、(第十一条第一項若しくは第十二条の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあっては、その出願の変更又は出願の分割と同時に)一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から謄本送達日属する年(謄本送達日から謄本送達日

をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

(登録料の納付期限)

第二一〇条 前条第一項第一号の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をするべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

(登録料の納付期限)

第二一一条 前条第一項の規定による登録料は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。